

令和6年度中学生、高校1・2年生及び大学1・2年生に対する

就職ガイダンス実施要領

(キャリア形成支援期コース)

新規学卒者については、就職活動中に就職を断念し、安易にフリーター等を選択する、就職しても中卒者で約5割、高卒者で約3割5分、大卒者で約3割が3年以内に早期離職するといった状況がみられるところであり、就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図ることが必要となっている。

このため、より早い段階から、就職を希望する生徒や学生に対し、動機付けの向上や適職選択の援助等準備のための就職ガイダンスを実施する。

1 事業の実施主体

ランゲート 株式会社 (以下「受託事業者」という。)

2 ガイダンスの実施方法及び内容等

以下の(1)及び(2)のいずれかの方法により実施する。

(1) スクール形式による対面での講義

1回1. 5～2時間程度(10分程度の休憩を入れて午前又は午後で実施)の座学を実施するコースとし、以下ア～カの内容について、スクール形式による対面での講義を実施する。

なお、参加者数は1回の講義につき原則10名以上とする。

また、ガイダンスについては、原則として学校単位で開催することとするが、学校が希望する場合は、複数校の合同によりガイダンスを開催することも可能とする。

おって、学校の希望に応じて別日に企業実習(最大3日間)を合わせて実施することも可とする。

ア 職業選択に関すること

イ 地域の労働市場に関すること

ウ 基礎的素養の向上に関すること

エ 就職活動の進め方、面接等への対応策に関すること

オ 労働法制の基礎知識に関すること

カ 就職支援窓口の周知に関すること

(2) オンライン又はWEB配信による講義

学校が外部からの講師の受け入れを希望しない場合等で、スクール形式による対面での講義は希望せず、オンライン又はWEB配信による講義を希望する場合は、以下のア～ウによる講義を実施する。

ア オンライン (Zoom 等)

イ WEB配信 (YouTube 限定公開)

ウ DVD

なお、WEB配信等については、受託事業者が指定した日時に、学校関係者の管理のもと、学校において視聴し、生徒が自宅等で自由に視聴することはできない。

また、事前に受託事業者からYouTubeの限定公開用URL及びDVDが学校宛に送付されるため、学校においては実施日までに動画視聴の準備を行う必要があること

おって、学校の希望に応じて別日に企業実習（最大3日間）を合わせて実施することも可とする。

3 受講対象者

中学生、高校1・2年生又は大学1・2年生とする。

4 開催予定回数

スクール形式による対面での講義の開催予定回数は8回（8校）とし、オンライン等の開催予定回数は若干数とする。

5 座学の実施日程及び実施場所等

座学の実施日については、令和6年6月17日から令和7年3月14日迄の間で学校が希望する日とし、実施場所については、原則として学校内とするが、複数校の合同開催等の場合には外部会場で実施することも可能とする。

なお、スクール形式による対面での講義を学校の教室等で実施するにあたり、より効果的な運営を図るため、受託事業者は学校に対して、以下の（1）から（3）について協力を求めることがある点に留意すること。

- （1）生徒の机・椅子が動かせること。
- （2）黒板（ホワイトボード可）が使用できること。
- （3）マイクが使用できること。（会場の広さにより1～2本、学校の一般教室の場合は不要）

6 企業実習の実施日程及び実施期間等

企業実習の実施日については、座学の実施日程と調整の上、令和6年6月17日から令和7年3月14日迄の間で、受託事業者が学校及び実習先企業と協議のうえ決定することとし、実施場所については、原則、実習先企業とする。

また、実施期間については、学校の要望に応じて調整しながら最大3日間とし、実習先企業の選定、企業実習の内容に関しては協議のうえ決定する。

7 受講申込等

（1）受講申込方法について

学校は、受講申込みを希望する場合、下記の受付期間内に大阪労働局職業安定部職業安定課（以下「安定課」という。）へ「中学生、高校1・2年生及び大学1・2年生就職ガイダンス申込書」（別紙）に必要事項を記載の上、メールにより申し込むこと。

なお、実習先企業の都合により、企業実習の希望に添えない場合があることに留意すること。

（2）申込書受付期間について

就職ガイダンス申込書受付期間は、以下のとおりとする。

ア 6月から11月実施希望の場合は、令和6年5月15日（水）までとする。

イ 12月以降に実施希望の場合は、令和6年10月31日（木）までとする。

なお、学校は下記の受付期間内に申込みが困難な場合は、安定課が受託事業者に対して開催の可否について個別に照会、調整を行うため、事前に安定課へ連絡すること。

(3) 申込後の開催可否等の確認

申込後に、安定課又は受託事業者から学校担当者あてに、希望日での開催可否の連絡を行う。

また、開催日1ヶ月前頃を目処に、受託事業者から学校担当者あてに申込内容（開催日時・参加人数・受講コース等）に変更や誤りがないかメールにて確認を行う。

8 その他

ガイダンスが生徒にとって適切かつ効果的な事業であるか、ガイダンスの質が確保されているかを確認するため、必ず、学校関係者が立ち会うこと。

なお、管内の学校でガイダンスが実施される際は、公共職業安定所の職員又は就職支援ナビゲーター（以下「安定所職員等」という。）も学校の下承を得た上で立ち会うことは差し支えない。

また、ガイダンスに立ち会った学校関係者及び安定所職員等は、終了後に受託事業者から提示されるアンケートについて、内容を記載の上、受託事業者へ提出すること。